「外国上場株式の信用取引制度に関するワーキング・グループ」 第1回

 2019 年 12 月 25 日 (水)

 午後 3 時 00 分~4 時 30 分

 日本証券業協会 第1会議室

議題

- 1. 本ワーキング・グループの設置の経緯等について
- 2. 証券会社等からのプレゼンテーション
- 3. 意見交換(フリーディスカッション)
- 4. 個別論点及び検討スケジュール案について

外国証券投資の自由化(昭和46年)と金融ビッグバン(平成10年)

「一般投資家による外国証券投資の自由化について」(抄)(昭和46年6月11日 大蔵省新聞発表)

1. 主 旨

居住者の市場経由の外国証券投資については、すでに証券投資信託および保険会社に対し、それぞれ1億ドルを限度として自由化を行ったところであるが、さらに自由化を一段と促進し、民間における外貨資産の保有増大に資するため、本年7月1日から、上記1億ドルの限度を撤廃するとともに、一般投資家についても、当面、原則として次の要領により、外国証券市場において外国証券に投資する途を開くこととする。

2. 実施要領

- (1)(イ) 外国証券の取得には金額限度を設けない。
 - (ロ) 購入が認められる外国証券の範囲は、OECD加盟国の証券取引所に上場されている株式および債券とする。 ただし、投資信託の証券を除く。
- (2)(イ) 外国証券の購入および売却は、本邦にある証券会社(以下単に証券会社という。)を通じて外国の証券市場において行なうものとする(証券会社段階での仕切り売買は認める。)
 - (ロ) 定期取引及び**信用取引の方法による売買は認めない**。
- (3)~(9) 略

「金融関係通達の見直しについて」(抄) (平成10年6月8日 大蔵省新聞発表)

明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政への転換の一環として、金融関係の通達等を全面的に見直し、大幅な廃止及び省令・告示化などを行うことにより行政の透明性の向上を図ることとした。

通達382本、事務連絡等234本を廃止、その他は省令・告示・事務ガイドライン化 ※上記の「一般投資家による外国証券投資の自由化について」(新聞発表)も廃止された

外国上場株式の信用取引に関する規制

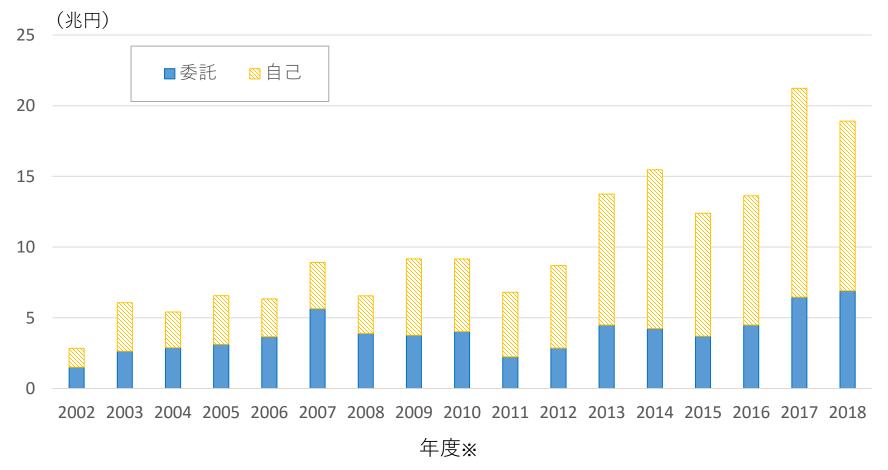
- ○現行法令において外国上場株式の信用取引を禁止するとの規定はない。
- ○しかし、その一方で、現在、これらを取り扱うためのルールについては、整備されていない 状況(注)。
- (注) 東証上場外株の信用取引については、平成19年4月より可能となっている。 「外国法人の発行する株券に係る信用取引の導入について」(平成18年11月28日 株式会社 東京証券取引所) https://www.jpx.co.jp/files/tse/rules-participants/public-comment/data/061128-shinyo.pdf



(現状)

- ○外国株式の売買の活性化(最近では20兆円規模)
- ○証券会社において、外国上場株式の信用取引は行われていないが、最近、複数の証券会社から、個人投資家の投資機会の多様化に資するといった観点から、こうしたサービスを提供したいとの声が関係各所に寄せられている。

(参考) 外国株式の売買金額の推移



(注)「自己売買」には、顧客との店頭取引(仕切り売買)のほか、ディーリング取引も含まれる。 ※ 事業報告書ベースで集計のため、各証券会社の決算期によって集計対象となる期間が必ずしも一 致しない場合がある。例えば、2018年度において、3月決算の会社は2018年4月~2019年3月が集 計対象となっているが、12月決算の会社は2018年1月~2018年12月が集計対象となっている。

日本証券業協会調べ

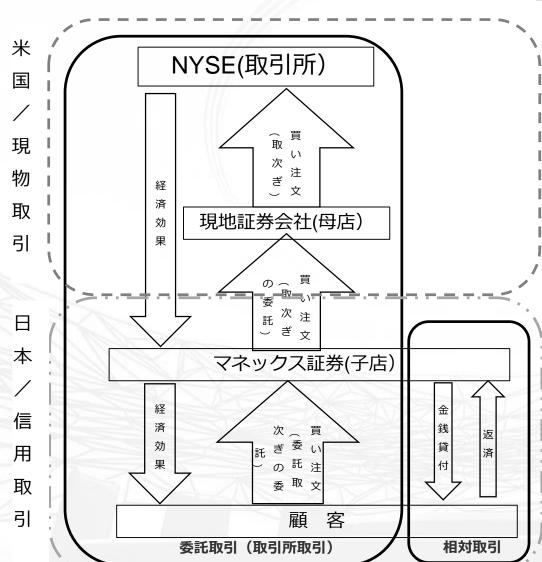


本資料に記載の内容は、マネックス証券において当初検討し た内容に基づくものです。

1.米国株信用取引の意義

- 国際分散投資の代表的な投資先として米国株への投資が一般化してきている昨今の状況に照らし、米国株信用取引を導入することで、日本の個人投資家の投資機会の多様化、資金効率の向上、投資手法の深化を実現する意義がある。
- ・ 米国株式市場は時価総額、取引量、取引参会者の多様性等様々な観点から世界一の市場であり、そうした厚みのある市場への投資方法の多様化は日本の個人の資産形成の一助となり得る。

2.米国株信用取引スキーム図(案)



- 1. 顧客からマネックス証券(子店)への 買い注文は信用取引として扱い、マ ネックス証券から現地証券会社(母 店)への買い注文は現物取引として扱 う。(米国内における取引については、 現物取引と同じスキーム。)
- 信用の供与は委託取引とは別にマネックス証券と顧客の相対取引として行う。
- 3. 現地証券会社からマネックス証券に対しては信用供与を行わない。
- 4. 取引は買建のみで売建ては対応しない。 担保は現金担保のみの想定。(※)
- 5. 金商法上の信用取引に準拠してサービスを行う。(最低保証金率50%等、一部米国でのmargin tradeを参考に、より厳しい基準を採用)

※マネックス証券における当初案。今回の検討においては、サービスの検討範囲および内容については本WGにて検討すべき課題と思慮。詳細は後述。

3.本スキームにおける日米法の考え方について

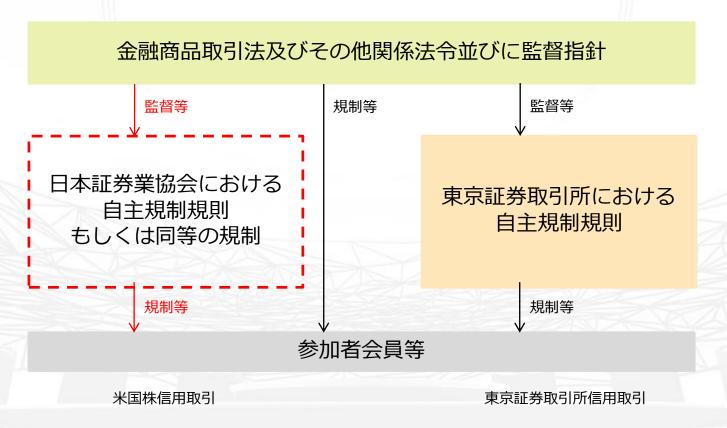
- ・米国内における取引(マネックス証券ー現地証券会社間の委託取引)に おいては、米国法で定義する現物取引であるため、米国の信用取引にかか る関連法及び自主規制ルール等は適用対象外。
- ・日本国内における取引(顧客ーマネックス証券間の信用供与および委託取引)においては、国内法で定義する信用取引であるため、金商法その他関連法案および自主規制等の適用対象。
- ・顧客保護の観点から、米国の信用取引にかかる関連法等で定める内容の一部について、国内法等で定める基準より厳しいものについては、導入当初はより慎重に顧客保護を図る目的から米国基準と同等以上の基準を設定する。

(自社基準のため、導入後の動向を見た上で日本基準に緩和を検討。)

4.規制の整備の考え方について

金商法及び関連法令等の定義に基づきサービスを提供する方針。 東証における自主規制に対応する規制が存在しないため、米国株信用 取引に合わせた自主規制の整備が必要と思われる。

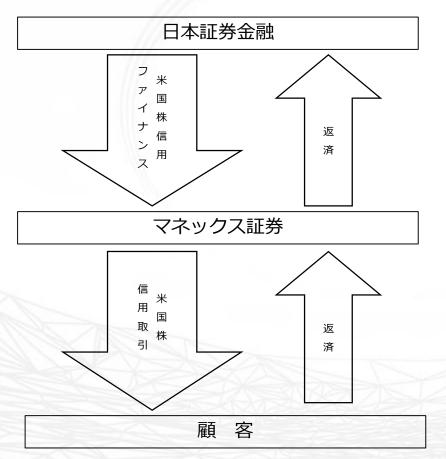
(検討内容により、府令等にまで影響がある可能性があると想定。)



5.サービス概要 (案)

項目	想定
委託・自己	委託のみ
売買	買い建ておよび売り建て(当初買い建てのみ)
取引開始条件	外国株取引口座および信用取引口座の開設
信用種別	一般信用のみ
保証金	米ドルおよび円貨(当初米ドルのみ)
必要保証金率	50%
最低保証金率	50%
最低保証金額	5,000米ドル
代用有価証券	米国有価証券および国内有価証券(当初は提供無し)
追証解消期限	発生日を含む国内翌々営業日の16時
追証解消方法	国内基準と同等
対象銘柄	独自基準による (詳細は【ご参考】参照)
売買規制	独自基準による (詳細は【ご参考】参照)

6.米国株信用取引スキーム図(案)ファイナンス面



日証金の米国株信用ファイナンスのルールを ベースとした米国株信用取引とすることで、個 社単独のルール設定・判断をけん制。

- 1. 日本証券金融(以下、日証金)は、米 国株信用取引向けに、証券会社に対し てファイナンスを提供。(以下、「米 国株信用ファイナンス」と仮称)
- 2. 日証金は、米国株信用ファイナンスの ルールとして、米国株信用取引実施に あたって証券会社が遵守すべきルール を策定し、取扱い銘柄・代用有価証券 の選定や規制措置の実施等を行う。※1
- 3. 米国株信用ファイナンスを受ける証券 会社は、日証金が定めるルールと同等 以上のルールを顧客との米国株信用取 引において遵守するものとする。※²
- ※1日証金は米国株信用取引の自主規制規則ではなく、米国株信用ファイナンスの債権保全上の観点から貸付のルールを定める。
- ※2日証金の米国株信用ファイナンスの利用が前提となる。(日証金のルールを、証券会社と顧客との間の米国株信用取引に適切に反映させるため。)。また、当該ルールの範囲内で証券会社が独自により厳しい米国株信用取引のルールを制定することも可能とすることを想定。



7.米国株信用取引ルール(案)(1) 株式銘柄選定基準

「S&P500の米国大型優良銘柄を米国株信用取引対象銘柄とする」

S&P500選定基準 米国株信用取引対象銘柄選定基準	(参考)制度信用銘柄	(参考)貸借銘柄	
米国企業であること ・10-Kアニュアルレポート提出 ・米国における固定資産、売上が全体 の大部分 ・主たる上場市場が米国証券取引所	[東京証券取引所に上場されており、継続開示企業であることが前提]	同左	
直近四半期および直近の連続4四半期 にわたる利益合計が黒字	直前事業年度で債務超過でない (純資産総額が正)	直前事業年度の当期純利益が正 利益剰余金が負でない(当期純利 益が計上されている)	
米国証券取引所で12か月以上の売買実 績	上場後最初の約定値段が決定	定期選定:決算期の5か月目の月の初日 初日 早期選定:他市場経由上場銘柄は 上場日、直接上場銘柄は上場後最初の約定値段が決定された日の5営 業日後	
時価総額61億ドル以上 浮動株比率が50%以上	NA	流通株式数2万単位(ロ)以上 株主数1,700人以上 月平均売買高100単位(ロ)以上か つ値付日数が立会日数の80%以上	

(注)()括弧内は、REITに適用

7.米国株信用取引ルール(案)(2) ETF銘柄選定基準(ETF信用取引を実施する場合)

「ETFは株の個別銘柄での取引の状況を確認したうえでの導入を想定」

当社米国株信用取引対象ETF選定基準	(参考)制度信用銘柄	(参考)貸借銘柄
・10-Kアニュアルレポート提出 ・主たる上場市場が米国証券取引所	[東京証券取引所に上場されており、有価証券届出書、継続開示等が行われていることが前提]	同左
・レバレッジ3倍超のETFでない ・上場廃止が確実な銘柄でない ・上場廃止の恐れがない ・時価総額50億ドル以上(暫定)	上場廃止が確実な銘柄でない 特設注意市場銘柄、管理銘柄又は 整理銘柄に指定されていない 上場廃止の恐れがない 売買、信用取引について規制措置 がとられていない 制度信用銘柄として適当でないと 認められる銘柄でない	同左

(注) 当社ETNの取扱いはなし。

7.米国株信用取引ルール(案)(3)

銘柄選定ルール(日証金が制定)

- 米国株信用取引の対象銘柄はS&P500採用銘柄の中から日証金が選定する。
- 日証金は米国株信用取引、米国株信用ファイナンスの利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した銘柄は信用取引対象銘柄から除外する。
- 証券会社は、日証金が選定した銘柄の中から米国株信用取引の対象銘 柄を選定する。
- ETFはレバレッジ3倍超のETFを対象外とする他、時価総額が50億ドル 以上の日証金が定める銘柄とする。

7.米国株信用取引ルール(案)(4)

追証、増し担保、強制決済ルール(日証金がルールを制定、証券会社は同等以上のルールを実施)

- S&P500から除外されることが発表された銘柄は新規建てを停止し、 即時に保証金率を100%に引き上げ、5国内営業日以内に入金。それが できなかったら強制決済。S&P500から除外される日までに決済する。 (除外日までに決済されない場合は、除外日に強制決済。)
- 上場廃止が発表された銘柄は新規建てを停止し、即時に保証金率を 100%に引き上げ、5国内営業日以内に入金。それができなかったら強 制決済。上場廃止日までに決済する。(上場廃止日までに決済されな い場合は、強制決済。)
- 5ドル以下になったら即時に保証金率を100%に引き上げ、2国内営業日 以内に入金。それができなかったら強制決済。

8.米国株信用取引 銘柄モニタールール (案) (1)

東京証券取引所の「「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン」、「信用取引に係る 委託保証金の率の引き上げ措置等に関するガイドライン」における4つの基準のうち、信用取 引売買比率基準を除いて基準について、以下のように実施する。(日証金が制定)

1. 残高基準

米国株信用ファイナンス残高(=証券会社の米国株信用取引残高)の上場株式数に対する割合が、一定 以上となった場合に実施。

2. 売買回転率基準

25日移動平均株価との乖離率が一定以上となり、かつ、売買高の上場株式数に対する割合が、一定以上となった場合に実施。(この場合の売買高は、米国株信用取引を扱う証券会社における売買高ではなく、米国市場全体における売買高を基準とする。)

3. 特例基準

なお、証拠金率の設定が50%と高位であることから、

- 日々公表銘柄指定は行わない。
- 増し担保は80%と100%の2種類とする。
- 前述の3つのトリガー水準を日本の取引の実情に合わせて設定する。

8.米国株信用取引 銘柄モニタールール(案) (3)

1. 増し担保銘柄指定基準(案)

. 第一次措置				増し担保(80%に引上(当面すべてが現金))
(1)残高基準(次のい	ざれか)			
	(イ. 売り残高/上場株式数≥ 2 %		かつ	売残高/買残高≧70%─<mark>※当初売</mark>りは無し
	□. 買い残高/上場株式数≥4%		かつ	3営業日連続で25日移動平均株価≧30%
	八. 売り残高/上場株式数≧ <mark>2</mark> %		又は	買残高/上場株式数≧2%
	ただし「信用取引が継続的には	増加している銘柄」		
(2)信用取引売買比率基準				
	3営業日連続で25日移動平均株価との)い離≧30%	かつ	
	イ. 3営業日連続して信用印	双引の新規売付比率≧ x %		※当初売りは無し
	ロ. 3営業日連続して信用項	図引の新規買付比率≧ y %		
(3)売買回転率基準				
	1営業日の25日移動平均株価とのかし	離≧40%	かつ	
	イ. 当該営業日の売買高≥	 上場株式数の <mark>30%</mark>	かつ	当該営業日の信用取引の新規売付比率≧30%※当初売りは無
	□. 当該営業日の売買高≧		かつ	当該営業日の信用取引の新規買付比率≥60%
(4)特例基準	その他日証金が必要と			
. 第二次措置(一次措置	を実施している銘柄のうち、次のいずれ	ンに該当)		増し担保(100%に引上(当面すべてが現金))
(1)残高基準(次のい	だれか)			
	イ. 売り残高/上場株式数≥ 4 %		かつ	売残高/買残高≧80% ※当初売りは無し
(売り残高が第一次措置実施基準該当日の売り残高に比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合)			加している場合)	
	□. 買い残高/上場株式数≥8%		かつ	3営業日連続で25日移動平均株価≥30%
	(買い残高が第一次措置実施基			
	八. 第一次措置で(1)残高基準の	D八. に該当した場合、		
	売り残高/上場株式数≥ 4 %		又は	買残高/上場株式数≧8%
	(売り:売り残高が第一次措施	『実施基準該当日の売り残高に	比べて上場株式数の1%	以上増加している場合)※当初売りは無し
	(買い:買い残高が第一次措施	『実施基準該当日の買い残高に	比べて上場株式数の2%	以上増加している場合)
(2)信用取引売買比率	基準			
	3営業日連続で25日移動平均株価との	つ い離≧30%	かつ	
	イ. 3営業日連続して信用			
	ロ. 3営業日連続して信用			
(3)売買回転率基準				
10,707 CH TA 1 TT-	1 営業日の25日移動平均株価とのかし	☆ > 40%	かつ	Walland
	1日末ロツΖコロインサスプドウイイト間にリカリ			当該営業日の信用取引の新規売付比率≥30%×当初売りは無し
		上提供式数/060%		
	イ. 当該営業日の売買高≥ □. 当該営業日の売買高≥		かつ かつ	<u> 当該営業日の信用取引の新規買付比率≥30%×3 初売りは無し</u> 当該営業日の信用取引の新規買付比率≥60%

8.米国株信用取引 銘柄モニタールール(案) (4)

2. 増し担保銘柄指定基準 (解除基準) (案)

3. 解除基準

- (1) 残高基準
 - イ. 5営業日連続して売残高の対上場株式数比率く1%
 - 口. 5営業日連続して買残高の対上場株式数比率く1%
- (2) 株価基準

5営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価とのかい離く15%

(3)特例基準

免責事項

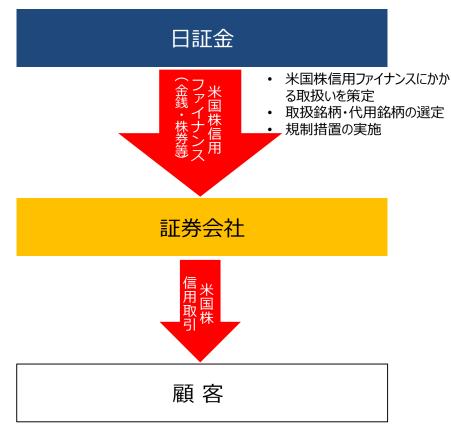
本資料は、マネックス証券株式会社により、「外国株の信用取引ワーキング・グループ」(第1回)における情報提供のみの目的で作成されたものであり、その他の目的の使用・利用及び言及は認められておりません。また、本資料に含まれる情報は、信頼しうると判断した情報源より入手したもの、またはそれに基づくものですが、その正確性または完全性を保証するものではなく、過失、遺漏または内容の変更等から生ずる損失等につきましては、一切の責任を負いかねます。



米国株信用ファイナンスの実施について(案)

資料 2-2

ロ スキーム図



□ 概要

- 日証金は、米国株信用取引向けに、証券会社に対してファイナンスを提供(以下、「米国株信用ファイナンス」と仮称。)。
- 日証金は、米国株信用ファイナンスの貸出にあたって、 取扱銘柄および代用有価証券の選定を行うとともに、 以下の基準に応じた銘柄別増担保や貸付の停止等 の規制措置を実施する※
 - ・ 上場株式数に対する残高基準
 - ・ 上場株式数に対する申込高基準
 - 売買高に対する残高基準
 - ・ 売買高に対する申込高基準
 - 価格変動率基準
 - ※ 日証金は、米国株信用ファイナンスの債権保全上の観点 から、貸付のルールを定める。

□ 検討課題

- ●海外法規制に係る検討(米国マージン規制、空売り規制、大量保有報告規制等)
- ●担保管理に係る検討(口座管理方法、祝祭日における取扱い等)
- ●その他(権利確定日における権利保全、配当金処理、CA処理等)

導入の意義や検討対象とする取引形態・スキームについて (本日の意見交換のテーマ)

※以下は、複数の証券会社等の意見等を踏まえ、事務局において整理したもの。

1. 導入の意義

● 日本の個人投資家において米国市場を中心に取引が増加する中、米国上場株式の信用取引制度の導入により、保有株式の価格変動リスクの回避機能の提供、価格下落が見込まれる局面などでの投資機会の提供、資金効率の向上や投資元本に対する為替差損益額の圧縮、投資手法の深化の実現により、我が国投資者の資産運用手段の多様化に資することが期待できる。

【WGでの検討課題】

▶ 導入の意義のブラッシュアップ、利用者ニーズに即した金融サービスの提供であることを示すために、 現在の米国上場株式の顧客口座数や信用取引の予想顧客数など具体的なデータを示すことができない か

2. 検討対象とする取引形態・スキーム

- 米国市場において上場されている株式等を対象とした金融商品取引法上の信用取引を前提に検討
- 国内においては金融商品取引法上の信用取引に相当する取引を行い、現地では現物取引を行うといった取引スキームを前提に検討
- 取引態様については、まずは海外委託取引を前提として検討
- 信用取引買建て及び信用取引売建てともに検討
- 日本証券金融からのファイナンスや貸株制度を利用するスキームも検討

【WGでの検討課題】

▶ 上記の「検討対象とする取引態様・スキーム」を前提に検討を進めることでよいか

資料 4-1

外国上場株式の信用取引制度に関する主な個別論点

2019年12月25日

1. 取引スキームに関する論点(委託保証金関連)

(1) 最低委託保証金

- ① 最低委託保証金・率の適切な水準
- ② 最低委託保証金維持率の適切な水準

(2) 委託保証金の評価通貨

- ① 評価通貨を円貨建てとした場合の留意点等
- ② 評価通貨を外貨建てとした場合の留意点等
- ③ 評価通貨統一(円貨建て又は外貨建ての統一)の要否

(3) 代用有価証券の範囲

- ① 代用有価証券となる資産の範囲
- ② 代用有価証券の掛目
- ③ 代用有価証券の再担保

(4)信用余力の算出等

- ① 算出方法
- ② 最低委託保証金維持率の算出時間と追証の納入期限
- ③ 日本と現地との休業日の相違の処理

第2回会合にて検討予定

2. 取引スキームに関する論点(担保管理関連)

- (1)担保管理に関する論点
 - ① 現地保管銀行における分別管理の実務等
 - ② 外国上場有価証券を本担保とする場合の担保保全の実務等
 - ③ 外貨・外国有価証券を代用有価証券とする場合の担保保全の実務等
 - ④ 通常の現物取引との峻別

(2)権利処理の方法

- ① 権利処理の方法
- ② コーポレートアクション発生時の実務等
- ③ 現地との休業日・時差を考慮した実務等
- ④ 建単価の調整が困難な場合の取扱い
- (3) 配当落ち調整額の取扱い
 - ① 買建玉、売建玉における調整の実務等(国内源泉税の取扱いを含む)
 - ② コーポレートアクション発生時の実務等

第3回会合にて検討予定

3. 取引スキームに係る税制・法定帳簿等に関する論点

(1) 税務上の取扱い(関係当局に確認すべき事項)

(2) 法定帳簿

- ① 国内取引(委託取引)に関する法定帳簿の実務等
- ② 現地取引に係る法定帳簿の実務等
- (3) その他取引スキームに関する課題

4. 投資者保護に関する論点

- (1)対象銘柄の選定
- (2)取引の過熱防止策
 - ① 増し担保、新規建て停止等の信用取引規制の実施
 - ② 信用取引規制の運営主体

第4回会合にて検討予定

(3) 顧客への情報提供

- ① 発行体情報等の提供
- ② 取引関連情報(取引残高報告書や契約締結時交付書面以外)の提供

(4)株価急変時の対応

- ① 高ボラティリティ銘柄に対する事前対応
- ② 強制ロスカット制度の要否

(5) 勧誘規制

① 取引開始基準等

(6) その他投資者保護に関する課題

5. その他の論点

○その他の検討課題

第4回会合にて検討予定

当面の検討スケジュール (案)

2019年12月25日

開催時期	検討事項	主な内容
第1回	O キックオフ	・証券会社等によるプレゼンテーション
(12月25日)		・意見交換
第2回	1. 取引スキームに関する論点	(1)最低委託保証金
(1月)	(委託保証金関連)	(2)委託保証金の評価通貨
		(3) 代用有価証券の範囲
		(4)信用余力の算出等
第3回	2. 取引スキームに関する論点	(1)担保管理に関する論点
(2月)	(担保管理関連)	(2)権利処理の方法
		(3)配当落ち調整額の取扱い
第4回 (3月)	〇 取引スキームに関する論点のまとめ	・第2回及び第3回検討関連の取りまとめ
	3. 取引スキームに係る税制・法定帳簿等	(1)税務上の取扱い
	に関する論点	(関係当局に確認すべき事項)
		(2)法定帳簿
		(3) その他取引スキームに関する課題

開催時期	検討事項	主な内容
	4. 投資者保護に関する論点	(1)対象銘柄の選定(2)取引の過熱防止策(3)顧客への情報提供(4)株価急変時の対応(5)勧誘規制(6)その他投資者保護に関する課題
第5回 (4月)	〇 取引スキームに係る税制・法定帳簿 等・投資者保護に関する論点のまとめ	・第4回検討関連の取りまとめ
	〇 その他の論点	・その他の検討課題
第6回 (4月)	〇 制度要綱(案)	・制度要綱(案)の検討
第7回 (5月)	〇 制度要綱のとりまとめ	

[※] 当面は制度要綱のとりまとめを目標として検討を行う。制度要綱については、エクイティ分科会、自主規制会議に報告。 その後の本ワーキング・グループにおける検討事項や検討スケジュールについては改めて協議する。

「外国上場株式の信用取引制度に関するワーキング・グループ」の設置要綱

2019 年 12 月 4 日 日 本 証 券 業 協 会

1. 目的

外国上場株式の信用取引については、現行法令において禁止するとの規定はない ものの、それを取り扱うためのルールが整備されていない状況となっている。この ため、現在、会員において、外国上場株式の信用取引は取り扱われていない。

昨今、我が国の個人投資家において米国市場を中心に外国上場株式の取引が増加 している状況を受け、個人投資家の投資機会の多様化に資するといった観点から、 外国上場株式においても信用取引を取り扱いたいとの声が寄せられている。

ついては、外国上場株式の信用取引を取り扱うにあたっての制度整備として、実 効性のある投資家保護施策のあり方等について検討を行うため、エクイティ分科会 の下部機関として、標記ワーキング・グループを設置することとする。

2. 検討事項

会員が外国上場株式の信用取引を取り扱うにあたっての、投資家保護施策のあり 方等に関して検討を行う。

3. ワーキング・グループの構成

- (1) 本ワーキング・グループの人数は、15名程度とする。
- (2) 本ワーキング・グループの委員は、協会員の実務に精通した役職員から選任する。
- (3) 本ワーキング・グループに主査を置く。
- (4) 本ワーキング・グループに副主査を置くことができる。
- (5) 本ワーキング・グループには、主査の判断により必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (6) 本ワーキング・グループには、主査の判断により必要に応じ関係者に出席を求めることができる。

4. ワーキング・グループの運営

本ワーキング・グループは、その検討状況を適宜エクイティ分科会に報告を行う。

5. 庶務の所管

本ワーキング・グループに関する庶務は、本協会エクイティ市場部が担当する。